

県土整備局解体工事積算基準 (建物・工作物等)

平成22年版

県土整備局

第1章 総則

(目的)

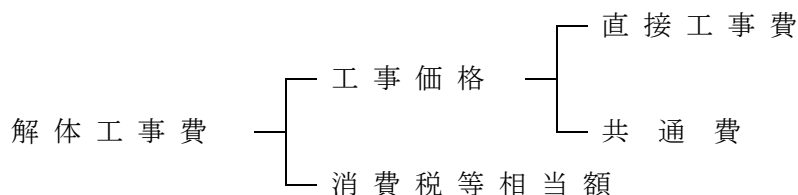
- 1 この基準は、建物・工作物の解体工事を請負施工に付する場合において、予定価格の基となる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「解体工事費」という。）の積算について定め、もって解体工事費の適正な積算に資することを目的とする。

(適用)

- 2 本基準については、一般的な用途、構造の建物（庁舎・学校等）の解体工事に適用する。また、本基準の躯体数量等は、一般的な解体に対する数値であるため、本基準によることが適当でない場合は、現地調査等により積算するものとする。

(解体工事費の構成)

- 3 解体工事費の構成は次による。



(直接工事費)

- 4 直接工事費は、建物除却工事費、工作物等除却工事費及びその他の除却関連工事費等に区分して積算する。

- (1) 直接工事費の構成は次による。

$$\text{直接工事費} = \text{直接仮設費} + \text{建物除却工事費} + \text{工作物等除却工事費} + \text{その他の除却関連工事費} + \text{雑工事} - \text{発生材価格}$$

ア 直接仮設費は、解体作業時の塵芥飛散防護のために施す保安シート養生や内外装等の分別解体に要する内外足場等の直接仮設に要する費用を建物ごとに積算するものとする。

イ 建物除却工事費は、建物ごとに積算するものとする。

ウ 工作物等除却工事費は、除却する工作物、立木等の種類又は形状ごとに積算するものとする。

エ その他の除却関連工事費は、工事に先立ち行う電気、給水、ガス等の引き込み配線・配管撤去及び除却後の敷地の整地等工事の種類ごとに積算する。

オ 発生材価格は、解体発生材の中で価値のあるものがある場合において、有価発生材の数量ごとに有価物売り払い価格を乗じて算定する。この場合、有価発生材の積み込み・運搬に要する費用は各除却工事費に含める。

(ア) 鉄屑はスクラップ控除の単価により発生材価格を計上する。なお、運搬費は各運搬費による。

- (2) 直接工事費を積算するにあたっては、建物解体工事については部位別の数量に取り壊し単価を、廃材処分費については解体発生材の種類ごとの数量に集積・積み込み・運搬・処分関連単価を乗じて算定する。

なお、これによりがたい場合は、物価資料等の掲載価格、専門工事業者の見積価格等を参考として定める。

- (3) 積算数量は、参考数量として取り扱うものとする。

(共通費)

- 5 共通費は、解体工事共通の仮設に要する費用であり、工事を進めるうえで必要となる総合的な仮設経費全般と、工事施工に際し工事現場を管理運営するために必要な費用及び工事施工に当たる受注者が継続して企業活動をするために必要な経費からなり、具体的な算定については次の項目による。

- (1) 共通費は、通常次式により算定する。

$$\text{共通費} = \text{直接工事費(A)} \times \text{共通费率(A)} + \text{直接工事費(B)} \times \text{共通费率(B)} + \text{積み上げによる共通費} + \text{契約保証費}$$

ア 共通費率(A)については、表-1による。

ただし、共通費算定における直接工事費及び直接工事費(A)は次のとおりとする。

$$\text{直接工事費} = \text{直接仮設費} + \text{建物除却工事費} + \text{工作物等除却工事費} \\ + \text{その他の除却関連工事費} + \text{雑工事} - \text{発生材価格}$$

$$\text{直接工事費(A)} = \text{直接仮設費} + \text{その他の除却関連工事費} + \text{雑工事} - \text{発生材価格}$$

表-1 共通費率(A)

直接工事費	300万円以下	300万円を超え5億円以下	5億円を超える
共通費率(A)	24.66%	共通費率(A)算定式により算定された率	10.82%
算定式 $\text{共通費率(A)} = 89.57 \times (\text{直接工事費})^{-0.1611}$ ただし、共通費率(A) [%]、直接工事費 [千円] 注1. 本表の共通費率(A)は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. 共通費率(A)の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。			

注) 直接工事費をもとに共通費率(A)を算出し、この共通費率(A)と直接工事費(A)の積を算出する。

イ 直接工事費(B)は、建物除却工事費及び工作物等除却工事費の内、各解体費、工作物・立木撤去費の撤去、集積、積込み及び運搬費用とし、これに係わる共通費率(B)については、**3.02%**とする。

ウ 共通費の積み上げについては、表-2の内容を参考に現場条件に合わせて費用を適切に積み上げて加算する。

表-2 共通費の積み上げ内容

項目	内容
準備費	敷地測量に要する費用、道路占有料、仮設用借地料
工事施設費	仮囲い、工所用道路、歩道構台
環境安全費	安全管理・合図等の要員に要する費用、工事現場(施設)の警備に要する警備要員、交通誘導員
屋外整理清掃費	除雪に要する費用
揚重機械器具	揚重機械器具に要する費用
工事实績情報登録費用	工事实績情報(CORINS)の登録等に要する費用 工事費(工事価格+消費税等相当額)が500万円以上2,500万円未満の工事(2,500万円以上の工事は諸経費率に含む)に計上する。
契約保証費	発注者が金銭的保証を必要とする場合以外に計上する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト粉じん濃度測定、アスベスト含有量調査、六価クロム溶出試験費、騒音・振動測定費用、上記に類する各種試験費 ・石綿作業主任者費用(石綿障害予防規則で選任が義務) 吹付け石綿含有建材及び吹付け以外の飛散性石綿含有建材(保温材、耐火被覆材、断熱材等)を除去する場合の石綿作業主任者費用は、見積り等により別途計上する。 ・監理事務所に要する費用 ・家屋調査費

エ 契約保証費については、補正值0.04% (原則として、発注者が金銭的保証を必要とする場合とする。)とし、次式により算定する。ただし、設計変更においては補正を行わない。

$$\text{契約保証費} = [\text{直接工事費} + \text{直接工事費(A)} \times \text{共通費率(A)} \\ + \text{直接工事費(B)} \times \text{共通費率(B)} + \text{積み上げによる共通費}] \times 0.0004$$

(消費税等相当額)

6 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

(端数処理)

7 端数処理にあたっては、次により算定する。

(1) 解体工事費の各算定における数量の端数処理は、小数点第2位を四捨五入とし、小数点第1位まで求めるものとする。

ただし、鉄筋・鉄骨・木材については、小数点第3位を四捨五入とし、小数点第2位まで求めるものとする。

なお、「100」以上の数量については、小数点第1位を四捨五入して整数とする。

(2) 各算定における金額の端数処理は、円未満を切り捨てとする。

(3) 各々、算出し合算した直接工事費及び共通費の見積額に10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。